

1月22日開催 柏崎刈羽原子力発電所
原子力規制庁による追加検査結果等に関する住民説明会
アンケート追加質問への原子力規制庁の回答

追加質問1

「運転員ファースト」「東電ファースト」の企業文化は抜けきれていないと思う。パフォーマンスをあげるための「ファースト」ではなく慣れあいの「ファースト」。原子力災害対策指針の見直しをお願いしたい。能登の地震で屋内退避は現実的でないことが明らかになった。指針についての説明会も必要です。

【回答】

1月17日の原子力規制委員会において、原子力災害と自然災害の複合災害が発生した場合における原子力災害対策指針の課題に関する議論が行われました。

その結果、家屋倒壊が多数発生するような地震等の自然災害と原子力災害との複合災害に対しては、人命最優先の観点から自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応することが基本であるため、原子力災害対策指針における防護措置の基本的な考え方を変える必要はない、ということが委員の共通認識でした。

原子力災害対策指針について、自治体より説明の要望があれば適切に対応していきます。

追加質問2

柏崎刈羽の原発はどの位の地震に耐えられるのか。東京電力がボーリング調査をしたが原発反対派にコアの開示が出来ないものか。

【回答】

新規基準では、基準地震動の策定に当たって、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（検討用地震）を複数選定し、選定した検討用地震ごとに不確かさを考慮して評価すること等を求めています。

柏崎刈羽原子力発電所6及び7号炉の基準地震動の策定に係る審査においては、検討用地震として、敷地への影響が大きい、海域のF-B断層による地震(M7.0)及び陸域の長岡平野西縁断層帯による地震(M7.5)を選定しているほか、F-B断層の沖合にある佐渡島南方断層～魚津断層帯の連動(M7.8以上)、長岡平野西縁断層帯～十日町断層帯西部の連動(M7.7)を考慮した地震動評価についても確認しています。

柏崎刈羽原子力発電所6及び7号炉の基準地震動の最大加速度は、以下のとおりです。

(周期0.02秒における基準地震動の最大加速度値)

	水平方向	鉛直方向
荒浜側	2,300 gal	1,050 gal
大湊側	1,209 gal	650 gal

なお、コアの開示の判断につきましては、東京電力にお尋ねください。

追加質問3

今回の能登地震を受けて、柏崎刈羽原発の核物質防護に関して設備面（機器強度、画像通信の精度など）の地震発生による影響を追加検査してほしい。

【回答】

核物質防護の設備及び装置は、点検及び保守を行い、所定の機能を維持することが法令上求められていることから、これが遵守されているか検査で継続的に確認します。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備については、能登地震の発生直後に東京電力による調査が行われ、異常は無かった旨の報告を受けており、現地の対策官（現地規制事務所の核物質防護を担当する検査官）も状況を確認しています。

追加質問4

柏崎刈羽原子力発電所に限った問題あるのか。だとすれば、福島事故も含め、東京電力の風土、文化に大きな問題があるのではないかと。一過性にしない為の担保が規制側に必要では？

【回答】

柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査は終了しましたが、1月以降に実施する基本検査で核物質防護上の取組を確認しています。

特に、定期的モニタリングを行う体制が維持され、発電所内の課題を自ら改善する取組が継続されているかを重点的に確認していきます。

追加質問5

今後の通常検査はどの程度の権限を持って行っていくのか。約束が守られなかったら、東電は法的に処分されるのか。

【回答】

今後の検査の中で、東京電力の核物質防護活動に劣化が確認されれば、当該劣化の重要度を判定し、その内容の軽重に応じて追加的な検査を実施したり、法的な命令を出したりすることができます。

追加質問6

今後の通常検査における他施設より3項目追加するということでしたが、具体的に3項目を教えてください。そこに社長との意見交換、責任発言、7つの基本姿勢を追加項目としてほしい。

【回答】

今後の柏崎刈羽原子力発電所における基本検査（御質問では通常検査）での重点項目は、①荒天時の監視、②PPCAP（是正措置活動）の状況、③核物質防護モニタリング室（モ二室）の活動の3項目です。

原子力規制委員会は、今後も原子力規制検査を始めとする規制活動を通じて東京電力を監視していきます。その中で、必要に応じて原子力事業者としての基本姿勢を遵守する取組、社長を始めとする経営層の取組姿勢等を確認します。

追加質問7

東京電力、協力会社に改善の進展があり今回規制解除した。今回生じた不具合について、監視する立場、経産省、県、市、規制庁柏崎事務所等の体制、弱さはなかったのか？その検証はされたのか？

【回答】

今回の2つの事案に関して、原子力規制委員会の問題点として、

- ①IDカードの不正使用事案について、原子力規制委員会への共有が遅れたこと、
- ②原子力規制事務所に核物質防護を専門とする検査官が常駐しておらず、日常的に現場の状況を監視できる体制となっていなかったことがありました。

これに対し、

- ①核物質防護に係る検査指摘事項になる可能性がある事案が確認された場合には、速やかに原子力規制委員に情報共有すること、また、
- ②令和4年度以降、順次核物質防護を専門とする検査官を原子力発電所近傍の原子力規制事務所に配置し、日常的に核物質防護に係る現場の監視ができる体制にしました。

追加質問8

熊谷さんの説明で、2つの事案の背景として①コスト重視による人と予算の削減と②社内文化の要素を上げられましたが、①についてどのように改善したのか、又はするのかについて、数値で示していただけると分かりやすいと思いました。現場責任者が防護業務に携わる比率はどの程度改善したのですか？HPでの回答をよろしくお願いします。

【回答】

①については、一つの例として、令和5年12月27日付の原子力規制検査報告書に示していますが、今回の事案を踏まえ、東京電力は580億円規模の核物質防護関連追加費用を確保する決定がなされたこと、柏崎刈羽原子力発電所にセキュリティ管理部、本社に原子力運営管理部核セキュリティ管理Gを新設し組織体制を強化したことを検査で確認しました。

後段のご質問については、令和5年5月17日付の原子力規制検査報告書に示していますが、柏崎刈羽原子力発電所では、事案発生当時、防護組織を統括する核物質防護管理者が他の業務を兼務しており、防護業務に従事する比率が低かったものが（1/5程度）、現在は、同管理者が防護業務に専従していることを確認しました。

追加質問9

アポイントを取らず、抜き打ちで検査をやっていてもらいたい。市民もまだ正しく理解不足がある。国のPR強化を願う。

【回答】

我々が実施している原子力規制検査では、検査官が事業者の全ての安全活動に対して、事前に事業者に検査することを告げずに、いつでも・どこでも・何にでも自由にアクセスしています。

例えば、追加検査の中でも、東京電力社員や協力会社社員に対して、核物質防護に関する意識の変化等を抜き打ち検査の手法の一つである行動観察で確認をしました。

検査結果は、原子力規制委員会ホームページに掲載しているほか、検査結果の詳細について、今後も説明会の御要望がございましたら伺います。

追加質問 10

審査の結果すぐに OK ではなく指摘されたことが確実に実行されているか 1 年間様子を見てから OK を出すべきではないか。能登半島地震発生で柏崎も他人事ではなく原発は小さなミスが重大事につながると思う。

【回答】

約 3 年に及び追加検査では、東京電力が講じた各種措置の実施状況のみならず、現場の職員等への浸透状況やその効果も確認した上で、最終判断を行いました。

ミスやトラブルはゼロになることはなく、それが人と環境に影響を及ぼすような大きな事故につながらないよう、早期に発見して是正することが大事です。このため、原子力事業者では是正処置プログラム（CAP）などにより継続的改善の取組を進めており、原子力規制委員会としても、こうした原子力事業者の活動を継続的に監視していきます。